



# 三重県公報

令和7年1月24日 (金)

第 585 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
1	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
<b>告 示</b>			
22	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消 防 ・ 保 安 課)	2
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
24	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
25	同件	( 同 )	3
26	同件	( 同 )	4
27	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	( 同 )	4
28	同件	( 同 )	11
29	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	11
30	同件	( 同 )	12
31	同件	( 同 )	12
32	同件	( 同 )	12
33	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	13
34	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	14
35	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	14
36	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	( 同 )	14
37	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	19
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	19
	同件	( 同 )	19
	同件	( 同 )	20
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	20
	同件	( 同 )	20
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	20

規 則

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年一月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第一号

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十一条（略） 2～4（略） 5 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。 第十六条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者一人一人の精神及び身体に適合する個別支援計画を作成し、当該計画に基づき指導を行わなければならない。 第十七条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 2（略）	第十一条（略） 2～4（略） 第十六条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者一人一人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、当該計画に基づき指導を行わなければならない。 第十七条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 2（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第22号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和7年1月24日

三重県知事 一 見 勝 之

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
伊勢農業協同組合	度会郡度会町大野木1858番地	令和6年12月27日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号(第一号認定)

三重県告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和7年1月24日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	いふな薬局とまり店	四日市市泊町 2-31	令和7年1月1日
薬局	さなぐ調剤薬局	伊賀市佐那具町 963 番 4	令和7年1月1日
薬局	セイムス熊野有馬薬局	熊野市有馬町松原 5009	令和7年1月1日

### 三重県告示第 24 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

### 三重県告示第 25 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係

市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 26 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市・南牟婁郡御浜町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

### 三重県告示第 27 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

#### 第 1

- 1 通知することができない者の氏名  
佐藤 悦子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字ヒヨハタ 1124 の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
清水 文雄
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
高山 亀久生
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 4

- 1 通知することができない者の氏名  
近沢 正信
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 5

- 1 通知することができない者の氏名  
福山 勇
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
  - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

前川 直

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字庵ノ谷 1115 の 12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

松浦 幸子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字ヒヨハタ 1124 の 8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

三谷 熊次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 第 9

## 1 通知することができない者の氏名

向出 尚巳

## 2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字庵ノ谷 1115 の 12

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 第 10

## 1 通知することができない者の氏名

山川 三郎

## 2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 第 11

## 1 通知することができない者の氏名

若林 栄十郎

## 2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 12

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 勝治
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 13

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 茂市
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 14

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 武生
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 15

1 通知することができない者の氏名

若林 勉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字庵ノ谷 1120、1121、字ヒヨハタ 1124 の 13、1124 の 23、字古垣内 1125 の 2、1125 の 13

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 16

1 通知することができない者の氏名

若林 トシ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字庵ノ谷 1118 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 第 17

1 通知することができない者の氏名

若林 敏生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 18

- 1 通知することができない者の氏名  
渡辺 一夫
  - 2 通知の要旨
    - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 24
    - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 19

- 1 通知することができない者の氏名  
渡辺 剛
  - 2 通知の要旨
    - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
    - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 20

- 1 通知することができない者の氏名  
渡辺 演允
  - 2 通知の要旨
    - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 25
    - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 21

## 1 通知することができない者の氏名

渡辺 三千代

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字ヒヨハタ 1124 の 2

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 28 号**

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 通知することができない者の名称

国土交通省

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町二之瀬字南鳥屋之谷 1708 の 4、字佐風尾 1711 の 4

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 29 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート北楠店

- 四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番地 14 ほか 11 筆
- 2 四日市市から聴取した意見  
意見無し
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和7年1月24日から同年2月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで
- 

**三重県告示第 30 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
F マート小牧店  
四日市市小牧町字栗林 2751 番地 21
  - 2 四日市市から聴取した意見  
意見無し
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

**三重県告示第 31 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
F マート大矢知店  
四日市市大矢知町字下沢 965 番地 1 ほか 6 筆
  - 2 四日市市から聴取した意見  
意見無し
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

**三重県告示第 32 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
江場ショッピングセンター  
桑名市大字江場字宮之島 362-1 ほか 10 筆
- 2 桑名市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和7年1月24日から同年2月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 33 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田丸停車場斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字有爾中字発し 1107 番 6 地先から 多気郡明和町大字斎宮字牛葉 579 番 2 地先まで	旧	9.4~25.7	1499.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田丸停車場斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字有爾中字高田 203 番 1 地先から 多気郡明和町大字斎宮字勝見里 1214 番 2 地先まで	新	6.8~12.8	1368.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南藤原竹川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字南藤原字長磯 723 番地先から 多気郡明和町大字竹川字東裏 356 番 1 地先まで	旧	3.8~28.0	5,895.3

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南藤原竹川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字南藤原字長磯 723 番地先から 多気郡明和町大字竹川字南裏 234 番地先まで	新	5.8~36.9	7,263.1

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市阿保字西法花寺 784 番 2 地先から 伊賀市阿保字西法花寺 715 番 2 地先まで	旧	5.0~12.2	20.0
	新	5.0~22.0	20.0

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市五郷町桃崎字細手 1189 番 1 地先から 熊野市五郷町桃崎字高尾谷口 998 番地先まで	旧新	6.7~40.4	328.0
	新	10.0~49.1	304.4

三重県告示第 34 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市今浦町字立神 147 番 22 地先から 鳥羽市今浦町字立神 147 番 13 地先まで	令和 7 年 1 月 24 日
県道 松阪青山線	伊賀市阿保字西法花寺 784 番 2 地先から 伊賀市阿保字西法花寺 715 番 2 地先まで	令和 7 年 1 月 24 日

三重県告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字高田 203 番 1 地先から 多気郡明和町大字斎宮字勝見里 1214 番 2 地先まで	令和 7 年 1 月 24 日
県道	南藤原竹川線	多気郡明和町大字坂本字防山 1258 番 14 地先から 多気郡明和町大字斎宮字西加座 2675 番 5 地先まで	令和 7 年 1 月 24 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 36 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 7 年 1 月 24 日から施行します。  
 なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法（令和 6 年三重県告示第 486 号）は、令和 7 年 1 月 23 日限り廃止します。  
 令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から

	伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道草津伊賀線	伊賀市柘植町字北打山 1058 番 105 地先から 伊賀市柘植町字桁林 9860 番地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで

県道津関線	津市芸濃町椋本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町椋本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薊町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から

	桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上 2537 番から いなべ市員弁町大泉字野中 1281 番 3 まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで

県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	亀山市能褒野町字能褒野 89 番 4 地先から 鈴鹿市津賀町字二ツ辻 205 番 1 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道上稲葉羽野線	津市美里町五百野字芝田 560 番 4 地先から 津市戸木町字西羽野 5571 番 2 地先まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字柄谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

## 2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法

0.12メートル以上（又は横寸法 0.12メートル以上、縦寸法 0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

---

### 三重県告示第 37 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

東員町

2 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画下水道事業

流域関連東員町公共下水道

3 事業施行期間

平成 4 年 11 月 27 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 4 年三重県告示第 583 号、平成 6 年三重県告示第 436 号、平成 8 年三重県告示第 331 号、平成 10 年三重県告示第 35 号、平成 12 年三重県告示第 352 号、平成 16 年三重県告示第 754 号、平成 20 年三重県告示第 265 号、平成 23 年三重県告示第 246 号、平成 25 年三重県告示第 662 号、平成 27 年三重県告示第 193 号、令和元年三重県告示第 238 号及び令和 4 年三重県告示第 98 号の東員町大字山田字南林及び字野地内において事業地を変更する。

## 公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（距離標設置測量）

2 作業期間

令和 7 年 1 月 20 日から同年 3 月 28 日まで

3 作業地域

伊勢市小俣町元町及び度会郡玉城町昼田

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 1 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

2 作業期間

令和7年1月20日から同年3月24日まで

- 3 作業地域  
南牟婁郡御浜町大字志原

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年1月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和6年12月10日から令和7年8月26日まで
- 3 作業地域  
四日市市采女町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年12月20日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和7年1月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
四日市市北小松町、伊勢市中島、同市辻久留、同市船江、松阪市嬉野平生町、同市嬉野黒田町、同市嬉野天花寺町、同市嬉野一志町、同市西黒部町及び同市東久保町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年11月22日に終了した旨、多気町長から通知がありました。

令和7年1月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
多気郡多気町相鹿瀬

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年1月24日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務名  
三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
令和7年4月1日から令和9年3月31日までとします。

- (4) 委託業務履行場所  
調達説明書（仕様書）に記載のとおり
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 該当の案件を履行するにあたり、4(4)で必要とする資格を有している者を従事させることができる者であること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年2月12日（水）13時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 本委託業務に従事する業務要員が、調達説明書（仕様書）に示す仕様等を満たすことを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班 担当 水谷  
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319
- (2) 契約条項を示す場所  
(1)と同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和7年3月10日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年2月26日(水)までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年2月26日(水)までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年3月10日(月)10時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和7年3月10日(月)10時まで  
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留  
受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班  
案件名 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和7年3月10日(月)10時15分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局教育総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
- オ 入札の無効  
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Subject Matter of the Contract:

Operation support consignment business of the network system of the elementary school and junior high school of Mie Prefecture

## (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, March 10, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 10:00 A.M. on Monday, March 10, 2025.

## (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:15 A.M. on Monday, March 10, 2025.

## (4) Managing Authority:

General Affairs Division of the Board of Education, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008(Japanese only)

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---